



栃木県公報

令和6(2024)年
9月30日(月)
号 外
第47号

目 次

規 則

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正..... 1
○児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正..... 2
○食品衛生法施行細則の一部改正..... 3

規 則

栃木県規則第44号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年栃木県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略 （母子臨時児童扶養等資金の貸付け）</p> <p>4 第3条、第5条、第6条、第7条第1項、第8条及び第13条から第16条までの規定は、<u>令附則第5条</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金の貸付けについて準用する。この場合において、第7条第1項中「、令第9条第1項の保証人又は同条第3項の連帯債務を負担する借主」とあるのは「又は<u>令附則第5条第5項の保証人</u>」と、第8条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童（20歳に達した者を含む。）が次の」と、第13条中「第16条」とあるのは「<u>附則第5条第9項</u>において準用する令第16条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）」と、第14条中「第17条」とあるのは「<u>附則第5条第9項</u>において準用する令第17条」と、第15条第1項中「第19条第1項」とあるのは「<u>附則第5条第7項</u>又は同条第9項において準用する令第19条第1項」と読み替えるものとする。 （父子臨時児童扶養資金の貸付け）</p> <p>5 第3条、第5条、第6条、第7条第1項、第8条及び第13条から第16条までの規定は、<u>令附則第6条</u>に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、第8条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童（20歳に達した者を含む。）が次の」と、第13条中「第16条」とあるのは「<u>附則第6条第3項</u>におい</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略 （母子臨時児童扶養等資金の貸付け）</p> <p>4 第3条、第5条、第6条、第7条第1項、第8条及び第13条から第16条までの規定は、<u>令附則第7条</u>に規定する母子臨時児童扶養等資金の貸付けについて準用する。この場合において、第7条第1項中「、令第9条第1項の保証人又は同条第3項の連帯債務を負担する借主」とあるのは「又は<u>令附則第7条第5項の保証人</u>」と、第8条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童（20歳に達した者を含む。）が次の」と、第13条中「第16条」とあるのは「<u>附則第7条第9項</u>において準用する令第16条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）」と、第14条中「第17条」とあるのは「<u>附則第7条第9項</u>において準用する令第17条」と、第15条第1項中「第19条第1項」とあるのは「<u>附則第7条第7項</u>又は同条第9項において準用する令第19条第1項」と読み替えるものとする。 （父子臨時児童扶養資金の貸付け）</p> <p>5 第3条、第5条、第6条、第7条第1項、第8条及び第13条から第16条までの規定は、<u>令附則第8条</u>に規定する父子臨時児童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合において、第8条中「次の」とあるのは「当該貸付けに係る児童（20歳に達した者を含む。）が次の」と、第13条中「第16条」とあるのは「<u>附則第8条第3項</u>におい</p>

て準用する令第16条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）と、第14条中「第17条」とあるのは「附則第6条第3項において準用する令第17条」と、第15条第1項中「第19条第1項」とあるのは「附則第6条第2項において準用する令附則第5条第7項又は令附則第6条第3項において準用する令第19条第1項」と読み替えるものとする。

て準用する令第16条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）と、第14条中「第17条」とあるのは「附則第8条第3項において準用する令第17条」と、第15条第1項中「第19条第1項」とあるのは「附則第8条第2項において準用する令附則第7条第7項又は令附則第8条第3項において準用する令第19条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第45号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和55年栃木県規則第63号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第2条 法第22条、第23条、第27条第1項第3号及び第2項並びに第33条の6の規定により小規模住居型児童養育事業者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設（<u>法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助（以下「児童自立生活援助」という。）を実施する場合を除く。</u>）、指定発達支援医療機関若しくは<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の4第1項に規定する児童自立生活援助事業所（以下「児童自立生活援助事業所」という。）に入所等をさせた場合の本人（児童自立生活援助事業所に入所をした者に限る。以下同じ。）又は扶養義務者（児童自立生活援助事業所に入所をした者の扶養義務者を除く。以下同じ。）から徴収する費用は、別表第1又は別表第2の基準に従いこれを徴収する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第2条 法第22条、第23条、第27条第1項第3号及び第2項並びに第33条の6の規定により小規模住居型児童養育事業者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設_____、指定発達支援医療機関若しくは<u>法第6条の3第1項に規定する住居（以下「自立援助ホーム」という。）に入所せしめた_____場合の本人（自立援助ホームに入所した_____者に限る。以下同じ。）又は扶養義務者（自立援助ホームに入所した_____者の扶養義務者を除く。以下同じ。）から徴収する費用は、別表第1又は別表第2の基準に従いこれを徴収する。</u></p> <p>2 略</p>

別表第1中「母子生活支援施設、児童心理治療施設」を「母子生活支援施設（児童自立生活援助を実施する場合を除く。）、児童心理治療施設」に、「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に、「その月のその措置児童等に係る措置費」を「その月のその措置児童等に係る措置費等」に、「児童養護施設、児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合を除く。）、児童自立支援施設（児童を通わせて支援を行う場合を除く。）」を「児童養護施設（児童自立生活援助を実施する場合を除く。）、児童心理治療施設（児童を通わせて支援を行う場合又は児童自立生活援助を実施する場合を除く。）、児童自立支援施設（児童を通わせて支援を行う場合又は児童自立生活援助を実施する場合を除く。）」に、「小規模住居型児童養育事業者及び里親」を「小規模住居型児童養育事業者（児童自立生活援助を実施する場合を除く。）及び里親（児童自立生活援助を実施する場合を除く。）」に、「入所児童」を「入所等児童」に、「措置されている場合」を「措置等されている場合」に、「措置されているもの」を「措置等されているもの」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の措置等に要する費用の徴収について適用し、施行日前の措置等に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(こども政策課)

栃木県規則第46号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月30日

栃木県知事 福田 富一

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和32年栃木県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この細則で「法」とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）を、「令」とは食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）を、「規則」とは食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を、「<u>命令</u>」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）を、「告示」とは食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）をいう。</p> <p>(書類経由)</p> <p>第3条 法、令、規則、<u>命令</u>、告示及びこの細則により厚生労働大臣、<u>内閣総理大臣</u>又は知事に提出する申請書又は届出書は、すべて営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長を経由しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この細則で「法」とは食品衛生法（昭和22年法律第233号）を、「令」とは食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）を、「規則」とは食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）を、「<u>省令</u>」とは乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）を、「告示」とは食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）をいう。</p> <p>(書類経由)</p> <p>第3条 法、令、規則、<u>省令</u>、告示及びこの細則により厚生労働大臣_____又は知事に提出する申請書又は届出書は、すべて営業所所在地を管轄する保健所長又は保健所支所長を経由しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(医薬・生活衛生課)